

政令第 号

空港法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）の施行に伴い、及び空港法（昭和三十一年法律第八十号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第四条第一項中「附則第六条第一項」を「附則第七条第一項」に、「とし」を「と」に改め、同条第二項中「附則第六条第一項」を「附則第七条第一項」に改め、同条第三項中「附則第六条第二項」を「附則第七条第二項」に改める。

附則第五条第一項中「附則第七条第二項」を「附則第八条第二項」に改め、同条第二項中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に改め、同条第三項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条第六項中「附則第七条第十項」を「附則第八条第十項」に改める。

別表第三出雲空港の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市」に改める。

## 附 則

この政令は、航空法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。ただし、第八条の改正規定及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

航空法等の一部を改正する法律の施行に伴い、空港法施行令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。